



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本工事は、令和5年8月3日に発生した落雷により松ヶ房ダムの施設管理のための設備の一部機能が不全となっていることから、来年度の作付に間に合うように復旧を行うものである。当ダムは、相馬市及び新地町の農業用水の重要な水源である農業用ダムであることから、安定的なかんがい用水の確保のためには、早急に復旧工事に着手する必要がある。よって、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約とする。